環境省

番号	制度名
環境省	
環境01	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長

(評価実施府省:環境省)

〈平成30年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (H29環境01)

【基本情報】

制度名 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長 (措置名) (特定災害防止準備金) 廃棄物処理施設の設置の許可を受けた法人が、特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、(独)環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てに金額を準備金として積み立て 平成27年度時点 たときは、積立額の損金算入ができる。 措置の内容 平成28年度税制改正以後 積立限度額が、維持管理積立金として積み立てた金額のうち、都道府県知事が通知する額に限られることを明確化 平成29年度税制改正以後 従前どおり 廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進する。 政策目的 義務対象 努力義務対象 評価対象税目 法人住民税 法人事業税 法人税 関係条項 措法第56条、第68条の46 要望内容及び区分 措置の適用期限を平成32年3月31日まで2年間延長する。 区分 延長 過去の政策評価の実績 H23環境02、H25環境04、H27環境01 創設年度 H10

【総括表】

【市心1白	租税特別措置等の適用実態 租税特別措置等によって達成しようする目標とその実現状況(効果)																			
	(参考) (参考) (参考) 適用実態調査にお								目標「廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせ、以て最終処分場の適正な維持管理を図る」											
			適用実態調査における適用件数		減収額 (法人税・百万円		適用実態調査に おける適用額の	(地方法人一	減収額 税・地方法人特	划税,否方四)	ける租税特別措置 ごとの影響額(地		積立	运額(百万円)		(参	考)			
		()		(法人税・件)			,	上位10社割合 (法人税・%)	(26/3/4/_	700 2 0737A7C19.	D3-01 11731 17	方法人二税·地方 法人特別税·百万 円)				実績租特の直			積立残高 (実績・百万円)	目標達成度
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績			接的効果	接的効果	0.00	(天根・日/パロ)		
H23	不明	不明	_	119	▲ 2,350.0	不明	_	71.9%	不明	不明	_	▲675.3	不明	7,838	9,086	不明	881	64,878	_	
H24	不明	132	_	122	不明	▲900.0	_	68.6%	不明	不明	_	▲ 525.7	不明	14,000	8,387	不明	485	72,779	_	
H25	不明	105	_	105	▲2,579.0	▲ 700.0	27.1%	69.7%	不明	不明	_	▲483.4	不明		7,435	不明	975	79,239	_	
H26	不明	119	_	119	不明	▲300.0	_	62.1%	不明	不明	_	▲266.5	不明	17,194	5,832	不明	2,001	83,070	_	
H27	不明	117	_	117	不明	▲200.0	_	60.3%	不明	不明	_	▲154.0	不明		8,398	不明	1,348	90,120	_	
H28	不明	118	_	_	不明	不明	_	_	不明	不明	_	_	不明		5,581	不明	1,504	94,197	_	
H29	120	_	_	_	▲200.0	_	_	_	不明	_	_	_	不明	14,436	1	-	-		_	
H30	120	_	_	_	▲200.0	_	_	_	不明	_	-	-	不明	13,623	-	-	_	-	_	
H31	120	-	_	_	▲200.0	-	_	-	不明	_	_	-	不明		-	_	-		_	
H32	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	
H33	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	1	-	-	_	_	
H34	-	_	_	_	-	_	-	_	_	_	-	_		_	_	_		-	-	
H35~ /未定	_	-	_	_	_	-	-	-	_	_	-	_	_	ı	-	ı	_	-	_	

点検結果表

(行政機関名:環境省)

制度名	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特 例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	□新設 □拡充 ■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(特定災害防止準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせ、以て最終処分場の適正な維持管理を図る)について、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(特定災害防止準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせ、以て最終処分場の適正な維持管理を図る)を達成すべき時期(目標達成時期)が示されていない。
- ③ 達成目標(特定災害防止準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせ、以て最終処分場の適正な維持管理を図る)では、政策目的(廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進する)の実現状況を十分に明らかにすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進する)の実現状況を十分に明らかにすることにより、程を処分場の適切な維持管理を促進する)の実現状況を十分に明らかにするとできなできないため、独立行政法人環境再生保全機構が公表している当該準備金の積立金残高(平成28年時点で約942億円)が廃棄物の最終処分場の維持管理の観点からどの程度の水準にあるかを分析するなどして、適切な達成目標を設定する必要がある。

【環境省の補足説明】

【点檢結果】

①~③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数(平成28年度の法人税)が把握されていない。
- ② 過去の適用数 (平成28年度の法人税) について、算定根拠 (計算式、計算に用いた 数値及びその出典) が明らかにされていない。

【環境省の補足説明】

出典は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づき国会に提出された、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」である。当該報告書は現時点で平成27年度が最新版である。

平成28年度の適用数についてはデータがないため、推計値として評価書に追記。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

将来の適用数が予測されていない。

【環境省の補足説明】

平成28年度より維持管理積立金中先行積立については本租税特別措置の適用対象外とされたところ、これにより本租税特別措置を適用することを考えている事業者中、先行積立を数年度分行っていた者については租税特別措置の適用対象である通常積立の義務が発生するのは数年後となる等の理由により、正確な予想は難しいが、過去の実績に基づき推計すると、平成29~31年度における各年度の適用件数は120件程度と見込んでいる。

(平成26年度及び平成27年度の適用件数の平均値)

 $(119+117) \div 2=118$

※平成 26 年及び平成 27 年度の適用件数の出典は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づき国会に提出された、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」である。当該報告書は現時点で平成 27 年度結果が最新版である。

【点檢結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額(法人税、法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税)が税目ごとに 把握されていない。
- ② 過去の減収額(平成28年度の法人税、26年度から28年度までの法人住民税、法人 事業税及び地方法人特別税)が年度ごとに把握されていない。
- ③ 過去の減収額(平成28年度の法人税、26年度から28年度までの法人住民税、法人 事業税及び地方法人特別税)について、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその 出典)が明らかにされていない。
- ④ 過去の減収額(平成26年度及び27年度)について、単位が「百万円」と説明されているが、「億円」の誤りではないか。

【環境省の補足説明】

- ③ 財務省による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成27年度)を基 に試算した減収額(実績推計)をもとに記載している。
- ④ 指摘のとおり評価書を修正。

【点検結果】

- ①~③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

事来の減収額が予測されていない。

【環境省の補足説明】

制度の内容は変更せず2年間の延長を要望しており、将来の減収額は平成27年度の実績と同額の2億円程度を見込んでいる。

【点檢結果

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額(法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税)について、税目ごと及び年度ごとに予測されておらず、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)も明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- 過去の効果(平成26年度)が把握されていない。
- ② 過去の効果 (平成27年度及び28年度) について、「平成27年度は8,398百万円、平成28年度は5,581百万円」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典) が明らかにされていない。
- ③ 達成目標(特定災害防止準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせ、以て最終処分場の適正な維持管理を図る)に対する過去の効果(特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要となる資金の円滑な積立てが実施されており、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる)の寄与について、どの程度達成目標に寄与したのか明らかにされていない。
- ④ 過去の効果 (平成27年度及び28年度) について、「平成27年度は8,398百万円、平成28年度は5,581百万円」と説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

【環境省の補足説明】

- ① 平成26年度の最終処分場維持管理積立金は5,832百万円である。
- ② これらの数字は、最終処分場維持管理積立金を管理している独立行政法人環境再生 保全機構の統計データを引用している。
- ③ 最終処分場は、埋立終了から廃止に至るまでの期間(数年から数十年)は、収入がない中、水処理等の維持管理を行っていかなければならない特殊な事情が存在するため、他の事業に比べると事業運営が困難である。維持管理積立金制度は、埋立終了後に必要となる費用をあらかじめ収入があるうちに積み立てておく制度であり、最終処分場を適正に管理していくために重要な役割を担っている。このため、当該措置により資金の円滑な積立てが実施されているということは、最終処分場における適正な維持管理を会計面から支えており、目標の達成に対する寄与度は大きい。

【点給結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の効果(平成29年度から31年度まで)が年度ごとに予測されていない。
- ② 将来の効果について、「延長要望期間内に約13,623百万円の積立てが見込まれる」と 説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
- ③ 達成目標(特定災害防止準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを確実に行わせ、以て最終処分場の適正な維持管理を図る)に対する将来の効果(延長要望期間内に約13,623百万円の積立てが見込まれる)の寄与について、どの程度達成目標に寄与するのか明らかにされていない。
- ④ 将来の効果について、「延長要望期間内に約13,623百万円の積立てが見込まれる」と 説明されているが、他の政策手段、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等 の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らか にされていない。

【環境省の補足説明】

② 将来の積立額の推計値として、平成25年から同28年までの過去4年間の積立額の平均値を算出し、延長要望期間の2年分を記載したもの。

計算式: { 7,435 百万 (H25 年度) +5,832 百万 (H26 年度) +8,398 百万 (H27 年度) +5,581 百万 (H28 年度) } ×1/4×2 = 13,623 百万

③ 最終処分場は、埋立終了から廃止に至るまでの期間(数年から数十年)は、収入がな

-316- 【H29 環境01】

い中、水処理等の維持管理を行っていかなければならない特殊な事情のため、他の事業に比べると事業運営が困難である。維持管理積立金制度は、埋立終了後に必要となる費用をあらかじめ収入があるうちに積み立てておく制度であり、最終処分場を適正に管理していくために重要な役割を担っている。このため、当該措置により資金の円滑な積立てを促進するということは、最終処分場における適正な維持管理を会計面から支えており、目標の達成に対する寄与度は大きい。

【点檢結果】

①~④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(2)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【環境省の補足説明】欄には、環境省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

_		がおかは同立にはる政策の事がは一個自
1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特 例措置の延長
2	対象税目	(国税1)(法人税:義)
		(地方税1)(法人住民税:義、法人事業税:義)
		【新設·拡充· <mark>延長</mark> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》
		(1)特例の内容
		廃棄物の最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備え
		るための維持管理積立金制度に基づき積み立てた額について、特定災害防
		止準備金として積み立てたときは損金算入できることとする特例措置を2年間
		延長する。
		(2)対象者
		これでは
		法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたもの
		(A)
		《関係条項》
		NB MR
		租税特別措置法施行令第 39 条の 74
	In all the In	租税特別措置法施行規則第 21 条の5、第 22 条の 48
	担当部局	環境省 環境再生·資源循環局 廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課
5	評価実施時期及び分析	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年 4 月 1 日~平
	対象期間	成 29 年 3 月 31 日
6	租税特別措置等の創設	平成 10 年度より措置。
	年度及び改正経緯	平成12、14、16、18、20、22、24、26、28年度税制改正において、それぞれ2年
		間の延長が認められた。
	A	
7	適用又は延長期間	2年間(平成 30 年4月1日~平成 32 年3月 31 日)
8	必要性 ① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等 及びその	廃棄物の最終処分場において埋立終了後に環境汚染が生じないようにす
	根拠	るための維持管理に必要となる資金の円滑な積立てを可能とすることにより、
		最終処分場の適切な維持管理を促進する。
		《政策目的の根拠》
	② 政策体系	
	における	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進
	政策目的	4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)
	の位置付	4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)

		け		
		及 実	成目標のびそのよう。	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定災害防止準備金として積み立てた額について、取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることで、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要な額の積立でを確実に行わせ、以て最終処分場の適正な維持管理を図る。 測定指標には維持管理積立金の積立額を用いる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 廃棄物の最終処分場については、埋立時だけでなく、埋立終了後も環境汚染の危険性がなくなるまで長期的に浸出水の処理等の維持管理を継続して行う必要がある。 このため、廃棄物処理法においては、全最終処分場(遮断型産業廃棄物最終処分場を除く。)を対象に、設置者に埋立終了後に必要となる維持管理費用を(独)環境再生保全機構に積み立てることを義務付けることによって、最終処分場の長期的な維持管理を確保する仕組み(維持管理積立金制度)が設けられている。 本制度を円滑に運営するためには、積立ては企業経営にとって大きな負担となることに鑑み、特定災害防止準備金として積み立てた額について取戻し事由の発生時まで課税を繰り延べることにより、負担の軽減を図ることが必要で
9	有効性 等	① 適	用数等	ある。 平成 26 年度 適用件数 119 件 適用額 21 億円 平成 27 年度 適用件数 117 件 適用額 13 億円 平成 28 年度(平成 26,27 年度の実績を元に推計) 適用件数 118 件 適用額 17 億円 (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 193 回国会提出)」) 平成 26 年度 3億円 平成 27 年度 2億円
				(財務省による「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 27年度)を基に試算した減収額(実績推計)より)

-318- 【H29 環境01】

	:	③ 効果・税収	《効果》
		減是認効果	特例措置の適用により、廃棄物の最終処分場の維持管理に必要となる資金の円滑な積立てが実施されており(平成 27 年度は 8,398 百万円、平成 28 年度は 5,581 百万円)、最終処分場の適切な維持管理の実施に一定の効果が見られる。また、7に記載の延長要望期間内に約 13,623 百万円の積立てが見込まれる。
			《税収減を是認するような効果の有無》 廃棄物処理施設、特に最終処分場は、迷惑施設として近隣住民に受け止められがちである。このため、維持管理等の作業の適正な実施が困難となれば、廃棄物処理施設に対する信頼が大きく損なわれ、最終処分場を必要量確保していくことが難しくなり、ひいては、廃棄物の処理体制自体に対する著しい支障となる。
			また、維持管理等の作業の適正な実施が困難となり、仮に不適正処理が行われた場合には、最終的には、行政が代執行により生活環境保全上の支障を除去することとなり、行政に追加的な費用が生じることとなる。
10	相当性	① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応するものである。
		② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割	他の支援措置:一般廃棄物の最終処分場に係る固定資産税の課税標準の特例措置
		分担	上記特例措置は、一般廃棄物の最終処分場において、公共の危害防止の
			ために設置された施設又は設備を新設したものに対して課する固定資産税の
			課税標準に関する措置であり、施設の設置を促進することを目的とするものである。
			一方、本要望に係る特例措置は、廃棄物の最終処分場において埋立終了
			後に環境汚染が生じないようにするための維持管理に必要となる資金の円滑
			な積立てを可能とすることにより、最終処分場の適切な維持管理を促進することを目的とした措置である。
		③ 地方公共	廃棄物処理法上、一般廃棄物の処理は市町村の事務であり、その処理の
		団体が協	責任についても市町村が負うこととされている。一般廃棄物の最終処分場にお
		力する相 当性	ける不適正処理を未然に防止し、また適正な維持管理を促進し、ひいては一
		712	般廃棄物の適正処理を推進するためにも、当該特例措置により事業者の経済
	±=#\ ±	N = #77	的負担を軽減することは、市町村の処理責任の全うに資するものである。
11	11 有識者の見解		_
12		事前評価又は事)実施時期	平成 27 年8月
		- 1,00. 7,797	